

郷土資料センター清掃等業務委託契約に係る入札説明書

〒850-0007

長崎市立山1丁目1-51

長崎県立長崎図書館郷土資料センター

長崎県立長崎図書館 郷土課

電話番号 095-826-5258

FAX 095-826-9285

入札説明書

下記の入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書に基づき実施するものとする。入札に参加する者は、この入札説明書その他関係法令を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記3の(1)に掲げるものに説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 公示日 令和7年2月18日(火曜日)

2 「入札に関する条件」及び「注意事項」等

(1) 入札に関する内容

- ① 契約の名称 郷土資料センター清掃等業務委託
- ② 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- ③ 履行場所 長崎県立長崎図書館郷土資料センター(長崎市立山1丁目1-51)
- ④ 契約内容 別添「仕様書」のとおり

(2) 入札参加条件

次の条件をすべて満たしている者。

- ① 下記2(14)の競争入札の参加資格を有する者であること。
- ② 契約日より、別添「仕様書」の内容を契約に基づき確実に履行できる者であること。
- ③ 「仕様書」の内容の全部(発注者との協議で承諾を受けた部分を除く)を一括して第三者に委任、又は請け負わせることなく履行できる者であること。

(3) 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。また、長崎県知事による資格審査結果通知書の写しを申請書と併せて提出すること。

(提出場所) 長崎県立長崎図書館 郷土課 (長崎市立山1丁目1-51)

(提出期限) 令和7年3月3日(月曜日) 16時00分まで

(4) 入札の日時及び場所

日時 令和7年3月10日(月曜日) 11時00分開始

場所 長崎県立長崎図書館郷土資料センター 集会・研修室

- ① 電送及び郵送による入札は認めない。
- ② 開催当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開催を延期することもあるため、事前に3の(1)の機関に確認すること。

(5) 質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記の期日までに書面（FAX）にて提出すること。なお、必ず着信の確認を行うこと。

（提出場所）長崎県立長崎図書館 郷土課

FAX 095-826-9285

（提出期限）令和7年2月25日（火曜日） 17時00分まで

※回答については、令和7年2月28日（金曜日）までに書面（FAX）にて行う。

(6) 入札書の記載方法

① 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

② 落札決定にあたっては、契約金額（消費税及び地方消費税含む。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、当該消費税相当額は、当該代金請求のときに加算すること。（当該金額に1円未満の端数があるときは切り捨てる。）

③ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。

④ 入札書の提出後は、書き換え、引換え又は撤回することができないこと。

⑤ 代理人が入札する場合には、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

- ・ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。
- ・ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・ 入札書の宛名は「長崎県立長崎図書館 館長 池田浩」あてとすること。
- ・ 入札書及び委任状に押印する代表者印は届出済の印鑑を使用すること。
- ・ 入札書は封筒に入れ、封筒に会社名、入札件名を記入し提出すること。

(7) 最低制限価格

本入札には、最低制限価格が設定されている。

なお、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。

(8) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

○ 入札保証金等は、入札執行日までに提出すること。

○ 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出したとき。

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

（ア）3,000万円以上

（イ）3,000万円未満1,000万円以上

（ウ）1,000万円未満

○ 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

【注意事項】

- ・ 入札保証保険証書及び契約書の写し等（2件以上）の提出は、令和7年3月3日（月曜日）16時00分までとする。
- ・ 入札保証保険期間の終期は、契約締結が見込まれる日までとすること。
- ・ 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできない。

② 契約保証金

○ 契約保証金は、契約書と同時に提出すること。

○ 契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出したとき。

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

（ア）3,000万円以上

（イ）3,000万円未満1,000万円以上

（ウ）1,000万円未満

○ 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

（9）入札が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。）

の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

(10) 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、下記の①から⑭により無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

- ① 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③ 入札者が連合して入札したとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札をしたとき。
- ⑦ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑧ 所定の額の入札保証金を納入しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- ⑨ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑩ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- ⑪ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ⑫ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑬ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- ⑭ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(11) 落札者の決定方法

- ① 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で有効な入札を行った者を落札者とするものとする。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ③ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- ④ 入札執行回数は、3回を限度とする。3回までに決定しない場合は最低入札価格を入札した者との見積の協議を行う。

(12) 落札決定の取消

- ① 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から

受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

- ② 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(13) 契約書の作成等

- ① 契約書の作成を要する。
- ② この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- ③ その他入札及び契約に関する事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び長崎県財務規則の定めるところによる。

(14) 競争入札の参加資格

公告の前日までに長崎県内に本店等を有している者、又は県内に支店等を有し当該支店等において常勤の従業員を雇用している者のうち、次に掲げる要件の全てに該当する者であること。

- ① 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎並びに道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき庁舎の清掃に係る資格を得ていること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者であること。
- ③ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ④ この入札に関する公告の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
- ⑤ この入札に関する公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。

3 その他

(1) 当該契約事務に関する担当機関

(住所) 〒850-0007

長崎市立山1丁目1-51 長崎県立長崎図書館郷土資料センター

(名称) 長崎県立長崎図書館 郷土課

(電話) 095-826-5258

(FAX) 095-826-9285